

広島県青少年健全育成条例の概要

【概要】

- 青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県、県民、保護者等の責務を規定
昭和 54 年 3 月 13 日制定
- 健全育成に関する施策の基本的事項を定めるとともに、関係事業者等の自主規制や、有害環境の規制等について規定
- 刑法の特別法的な役割を果たしており、罰則もある。(懲役刑、罰金刑)

【主な規制内容】

- 有害図書類の指定及び青少年への販売等の禁止
- 有害がん具類の指定及び青少年への販売等の禁止
- 自動販売機等の設置の届出等
- 自動販売機等への有害図書類の収納禁止
- 深夜興行場等への青少年立入制限
- 利用カード等販売業の規制
- 淫行又はわいせつな行為の禁止等
- 青少年の深夜外出の制限
- インターネット利用環境の整備に係る努力義務

【条例に基づいた具体的な取組】

- 優良図書、優良映画の推薦
- 立入調査の実施
- 青少年育成功労者等の表彰